

第 23 回専門委員会における指摘事項と対応  
(ノニルフェノール及び LAS 関係)

番号	指摘事項	対 応	対応箇所
(1) ノニルフェノール及びノニルフェノールエトキシレートについて			
1	環境基準点でない地点であっても、環境基準値以下濃度になっていることを確認する必要があるのではないか。(古米委員)	参考資料 3 において、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質測定地点に関する現行の考え方を整理した。	参考資料 3
2	ノニルフェノールエトキシレートからノニルフェノールへの変換率が一般環境中では数%程度というデータを踏まえると、ノニルフェノールエトキシレートを公共用水域に排出している事業場の排水先におけるノニルフェノール濃度がどの程度の値であったのかは、環境基準点以外の公共用水域におけるノニルフェノール濃度を知る上で重要。このデータが分かるよう、資料中で整理すべき。(古米委員)	ノニルフェノールエトキシレートを取扱い、公共用水域に排水を排出している事業場の排水先におけるノニルフェノール濃度のデータ等を追記した。	参考資料 4 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">参考 8</span>
3	ノニルフェノールエトキシレートを公共用水域に排出している事業場の排水先の水域の概況はどのようなものか。(古米委員)	該当の事業場の排水先水域の様子を資料にまとめた(委員限り、机上配付)。なお、当該水域は海域に接続された水路であり、その旨が分かるよう資料 5 でも明記した。	資料 5
4	ノニルフェノールについては社会的に関心が高い物質であり、製造・使用について、ここ最近で増加傾向が見られないか等は確認できないか。(浅見委員)	最近の関連動向として、他法令における生態リスク評価の取組や、内分泌かく乱作用に関する調査研究等の状況について、情報を追記した。また、化審法に基づき把握されたノニルフェノールエトキシレートの製造量の推移に関する情報を追加した。	資料 5 参考資料 4 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">参考 2</span>
5	PRTR データがある事業場からの公共用水域への排出量の影響度合いが理解しやすくなるよう、マテリアルフローにおいて関係を整理すべき。(藤江委員)	マテリアルフローのフローの書き方を修正した。	参考資料 4 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">参考 4</span>
(2) アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) について			
6	環境基準の超過があった愛知県日光川周辺に、洗車場等がありそこから排水が川に流入していないか、地元自治体に確認してほしい。(藤江委員)	地元自治体に確認したところ、基準超過があった環境基準点の上流には洗車場等の事業場はないとのことであった。	—
7	環境基準の超過があった各水域周辺の生活排水処理設備の整備状況等について、データ等の追加ができないか。(珠坪委員)	平成 27 年度の基準超過水域周辺の汚水処理状況等について情報を追記した。	参考資料 5 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">参考 8</span>

※上記の他、ノニルフェノールと LAS に係る資料を別々にする修正を行っている。地方自治体等に周知等する段階では、各資料においては、平成 28 年度のノニルフェノール・LAS の公共用水域における検出状況についても情報を追加する予定。